

議案第39号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第26条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第9項及び第11項から第19項までの規定中「第26条第1項の」を「第26条の」に改める。

附則第25項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例（附則第25項の改正規定は除く。）による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。